

# 違法駐車車両移動措置要領の制定について

昭和62年9月1日  
例規(交指・会)第21号  
警察本部長

〔沿革〕	平成元年7月例規(交指・会)第21号	平成元年10月例規(交指・会)第29号
	平成3年6月例規(警)第20号	平成4年3月例規(交企・会)第9号
	平成4年4月例規(警)第12号	平成6年3月例規(警)第4号
	平成7年2月例規(交企)第11号	平成7年3月例規(警)第13号
	平成9年3月例規(駐対・会)第3号	平成11年3月例規(駐対・会)第14号
	平成13年3月例規(警)第8号	平成14年4月例規(警)第40号
	平成19年4月例規(交指・会)第37号	平成20年11月例規(警)第70号
	平成27年4月例規(交指)第20号	平成28年5月例規(監)第22号

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のように制定し、昭和62年9月1日から実施することとしたので、誤りのないようされたい。

なお、「違法駐車車両の移動措置について」(昭和47年例規(交指)第21号)は、廃止する。

## 違法駐車車両移動措置要領

### 目次

- 第1 総則
- 第2 委託契約
- 第3 車両の移動措置
- 第4 車両の保管措置
- 第5 保管車両等の告知及び使用者等不明車両の調査
- 第6 保管車両の返還措置
- 第7 使用者等不明車両の措置
- 第8 車両の売却及び廃棄
- 第9 車両(積載物)及び売却代金が県帰属となる場合等
- 第10 負担金等の徴収
- 第11 徴収の手続
- 第12 移動業者及び保管業者に対する費用の支払い手続
- 第13 取扱い上の留意事項
- 第14 審査請求の教示
- 第15 報告

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条(第75条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定により、警察官若しくは交通巡視員(以下「警察官等」という。)又は署長が違法駐車車両(以下「車両」という。)に対して行う移動等の措置、積載物の保管等の措置及びこれらの措置に伴う手続並びに法第51条の3第1項の規定により、署長が車両の移動及び保管に関する事務(以下「車両移動保管関係事務」という。)を委託する法人(以下「移動保管委託法人」という。)の選定及び同法人に車両移動保管関係事務を行わせる場合の措置並びにその手続について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

##### (1) 移動等の措置

法第51条の規定による車両の移動、保管、公示、返還、売却、廃棄その他の措置をいう。

##### (2) 積載物保管等の措置

法第51条の規定による車両の積載物の保管、公示、返還、売却、廃棄その他の措置をいう。

##### (3) 移動業者

署長が、法第51条の3第1項の規定により、車両の移動に関する事務を委託した法人をいう。

(4) 保管業者

署長が、法第51条の3第1項の規定により、車両の保管に関する事務を委託した法人をいう。

(5) 運転者等

車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者をいう。

(6) 使用者等

車両の使用者又は所有者をいう。

(7) 積載物

保管した車両の積載物（現金、書類、物品等）をいう。ただし、明らかに価値が低いと認められるもの及び車両と一体をなすものを除く。

(8) 移動措置の対象となる車両

交通環境及び交通流に照らし、迷惑性、危険性及び妨害性の高い車両をいう。

3 準拠

警察官等又は署長が法第51条、第51条の3第1項の規定により行う車両移動保管関係事務は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

4 取扱責任者の指定等

(1) 取扱責任者の指定

ア 署長は、移動等の措置の適正を図るため、交通課長又は交通係長の中から1人を移動等の措置及び積載物保管等の措置取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に指定するものとする。

イ 取扱責任者が不在の場合における代行者として、ア以外の交通係長又は交通主任の中から1人を指定しておくものとする。

(2) 取扱責任者の留意事項

取扱責任者（代行者を含む。以下同じ。）は、署長の命を受け、移動等の措置及び積載物保管等の措置の全般的な指揮に当たるとともに、移動等の措置及び積載物の保管等の措置を適正に行うため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア この要領、関係法令等に従うとともに移動業者及び保管業者と密接な連携を図ること。

イ 移動等の措置をとることの必要性については、危険性、妨害性の高い違反に重点を指向するなど取締り管理を徹底し、指導取締りの適正かつ効率化を図ること。

ウ 移動等の措置及び積載物保管等の措置をとつたときは、署長に速やかに報告すること。

エ 移動等の措置及び積載物保管等の措置に関する書類、簿冊を綿密に点検すること。

オ 移動等の措置及び積載物保管等の措置に伴う当該車両の損傷、保管中の積載物の遺失等の事故防止に努めること。

5 事務の処理区分

移動等の措置及び積載物保管等の措置に係る次の事務は、署の会計課において処理するものとする。

(1) 現金の出納、保管及び積載物の保管取扱いに関する事務

(2) 保管に係る車両等を売却又は廃棄する場合における事務

(3) 保管に係る車両等の所有権が県に帰属した場合における事務

(4) 滞納処分及び滞納処分に係る差押財産の保管、換価代金等の収納に関する事務

(5) 移動業務及び保管業務に係る契約書の保管

6 運用上の留意点

この規定の運用に当たっては、個人の財産権及び個人の私生活に関する事項を不当に侵害することのないよう努めなければならない。

第2 委託契約

1 委託業者の選定

署長は、車両の移動等の措置及び積載物保管等の措置を迅速かつ適正に行うため、車両移動保管関係事務に係る委託法人の選定に当たり、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を

有すると署長が認める法人と契約を締結するものとする。ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路における車両の移動等の措置及び積載物保管等の措置については、交通部高速道路交通警察隊長と当該道路管理者が協議して行うものとする。

## 2 契約方法等

- (1) 署長は、前記1の契約をするときは、別に定める要領によりそれぞれ締結するものとする。
- (2) 契約期間は単年度とするものとする。
- (3) 署長は前記1の契約を締結したときは、契約書の写しをもって、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を経由して本部長に報告するものとする。

## 第3 車両の移動措置

### 1 移動の措置

警察官等が、車両を移動させる場合は、次によるものとする。

- (1) 車両の移動は、放置車両確認標章の取付けられた車両を対象とし、原則としてクレーンカー又はレッカーレーラー（以下「レッカー等」という。）により行うこと。
- (2) 署長は、移動業者に車両の移動業務を行わせるときは、警察官等の指示により移動を行わせるものとする。  
この場合において、当該警察官等は移動業務終了後、移動業者から移動措置書（別記第1号様式）を提出させ、内容を点検の上、取扱責任者に提出するものとする。
- (3) 移動を開始する前に運転者等が出頭したときは、その場で車両を返還すること。ただし、移動を開始した場合は、車両を交通の妨害とならない場所へ移動した後に返還すること。
- (4) 署長は、委託によることができない事情がある場合の駐車方法の変更又は移動については、レッカー等その他警察車両を使用して行うものとする。

### 2 移動時の留意事項

警察官等は、車両を移動するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 違法駐車の状態、交通上の危険又は妨害の状態、車両のき損、汚損、積載物その他車両内外の状態を写真、見取り図又は移動措置書等により明らかにし、当該車両の違法状態等を確認しておくこと。
- (2) 他の交通に支障を及ぼさないよう適切な方法で行うとともに、接触、衝突、盗難その他の事由により車両、積載物等に損害を与えないよう必要な注意を払うこと。

### 3 駐車監視員が確認した車両の措置

- (1) 署長は、移動措置の対象となる車両について、放置車両確認機関の責任者に対し具体的な指示を行うものとする。
- (2) 駐車監視員が、前(1)の車両を認めた場合は、署長に通報させ、確認標章の取付け後は、現場にとどまることなく、巡回業務に移行させるものとする。
- (3) 署長は、駐車監視員から通報を受けた後、署交通課長又は署幹部（署幹部にあつては警部以上の階級にある者に限る。）を通じて警察官等に現場確認を行わせ、車両移動措置の必要性を判断するものとする。
- (4) 警察官等は、駐車監視員が確認標章を取り付けた車両を移動する場合には、当該車両が明らかに移動していると認められる場合以外は、確認標章を改めて取り付けないこと。また、警察官等がレッカー移動のために車両を現認した時点において、駐車監視員が取り付けた確認標章が既に取り除かれている場合も同様とする。
- (5) レッカー移動する車両に対しては、その使用者の責任を追及する場合に備え、前(4)の場合を除き、必ず確認標章を取り付けるものとする。また、レッカー移動に際して、警察官等は、既に取り付けられた確認標章を取り除いてはならない。

### 4 移動措置の告知

警察官等は、車両の駐車の方法を変更し、又は車両を移動した場合は、次の例により現場の路面に車両を移動した旨を表示する措置をとるものとする。

- 例1 ○○自動車（号）は、道路交通法第51条第6項の規定により警察官等が移動しました。運転者（管理責任者）は、○○警察署に出頭してください。
- 例2 ○○自動車（号）は、道路交通法第51条第8項及び同条第9項の規定により○○警察署長が移動し、保管しました。

運転者（使用者）は、〇〇警察署に出頭してください。

#### 5 移動の順序

警察官等は、同一場所の付近に移動を要する車両が2台以上あるときは、次に掲げる順序により移動するものとする。

- (1) 交通上の危険度の高いもの
- (2) 交通妨害の程度が著しいもの
- (3) 規制標識（標示）に近いもの

#### 6 車両移動時の立会い

警察官等は、車両を移動するに当たり、当該車両が次に掲げるいずれかに該当し、紛議を生じることが予想される場合は、警察官等及び移動業者以外の者の立会いを求めて写真撮影を行い、その状況を署長に報告するとともに、後日立会人から証言が得られるようにしておくこと。

- (1) 車両に真新しい損傷があるとき
- (2) 特に貴重と認められる積載物があるとき
- (3) 車両の乗降口のドアが施錠されていないとき
- (4) その他紛議が予想される事情があるとき

#### 7 立会人の選定

立会人は、次に掲げる者のうち、おおむね現場付近に居住し、交通法令及び自動車の知識を有する者の中から車両の移動1件につき1人を選定するものとする。ただし、特に必要があると認められた場合は2人を選定することができる。

- (1) 交通安全協会役員、交通指導員等
- (2) 自動車関係業者、従業員等
- (3) 会社、商店等の車両管理者
- (4) その他運転免許証を有する者等のうち、適当と認められる者

### 第4 車両の保管措置

#### 1 保管場所

署長は、法第51条第6項の規定により、移動した車両を保管する場合は、原則として保管業者の保管場所に保管するものとする。ただし、これにより難しいときは警察署の施設その他適正に保管のできる場所に保管しなければならない。

#### 2 車両の適正保管

- (1) 警察官等は、保管業者に車両を委託保管した場合は、保管業者から車両保管請書（別記第2号様式）を提出させ、内容を点検の上、取扱責任者に提出する。
- (2) 取扱責任者は保管業者と緊密な連絡をとり、当該車両の適正な保管に努めるものとする。

#### 3 違法駐車車両措置報告書（措置簿）の作成

- (1) 警察官等は、車両の移動等の措置、積載物保管等の措置及び第3の6に規定する車両移動時の立会い状況を明らかにするため違法駐車車両措置報告書（措置簿）（別記第3号様式。以下「措置簿」という。）に所要事項を記録し、取扱責任者に提出するものとする。
- (2) 署長は、措置簿により車両の移動等の措置及び積載物保管等の措置に関する経過を明らかにしておかなければならない。

### 第5 保管車両等の告知及び使用者等不明車両の調査

#### 1 告知

- (1) 署長は、車両を保管したときは、速やかに当該車両の使用者に対し、電話その他の方法により、保管を始めた日時及び保管場所並びに当該車両を速やかに引き取るべき旨及び車両の返還に関し必要な事項を告知しなければならない。
- (2) 署長は、前記(1)の場合において、当該車両の使用者の氏名及び住所を知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し、前記(1)に規定する旨を告知しなければならない。
- (3) 署長は、保管した車両に積載物があったときは、速やかに当該積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者に対し、電話その他の方法により、保管を始めた日時及び保管場所並びに当該積載物を引き取るべき旨を告知しなければならない。
- (4) 所有者に対する告知の日は、法律上、評価、売却ができることとなる日及び県へ所有権が帰

属することとなる日までの起算日となることから、所有者に対する告知については、違法駐車車両措置簿に、確実に記載しなければならない。

## 2 使用者等不明車両等の措置

前記1の(1)から(3)の場合において、使用者等の氏名及び住所を知ることができないときは、運輸支局、県税事務所、市町村役場、自動車販売業者等に対する照会及び車両登録名義人の近親者、知人等に対する調査並びに車両内の書類、物品等からの相当な調査を十分行うこと。

## 第6 保管車両の返還措置

署長は、保管中の車両を返還するときは、次によるものとする。

### 1 受領者の確認

車両の返還を受ける者から運転免許証、住民票、身分証明書を提出させる等の方法により、当該車両の使用者等であることを確認すること。ただし、使用者等以外の者であるときは、使用者等からの委任状又は使用者等に代つて車両を受け取る旨の書類を提出させることにより、代理人であることを確認すること。

なお、署長は、車両受領者に対し、車両引渡依頼書（指図書）（別記第4号様式。以下「指図書」という。）に記載された保管期間を過ぎた場合の保管料金については、別に保管業者に支払うこととなる旨を告知すること。

### 2 保管委託車両の返還

署長は、保管業者が保管中の車両を返還する場合は、車両受領者が当該車両の使用者等又はその代理人であることを前記1の要領により確認し、指図書と引替えに車両を引き渡すよう指示すること。

### 3 受領書の徴収

当該車両の引渡しに当たっては、車両及び積載物を点検させた上、受領者から受領書（道路交通法施行規則（昭和35年総府令第60号。以下「施行規則」という。）別記様式第2）を徴収すること。

なお、前記2の場合においては、保管業者を経て受領者から受領書を徴収すること。

## 第7 使用者等不明車両の措置

### 1 使用者等不明車両の調査

前記第5の2の相当な調査を行つても使用者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該車両の使用者等について調査した結果を、措置簿及び車両使用者等調査表（別記第5号様式）に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

### 2 署における公示

署長は、保管した車両の使用者等の氏名及び住所を知ることができないときは、保管を始めた日から起算して5日を経過した日から14日間、違法駐車車両保管公示書（別記第6号様式）により署の掲示板に公示すること。

### 3 保管車両一覧簿の作成

署長は、公示対象車両について保管車両一覧簿（施行規則別記様式第3）を作成し、保管状況を明らかにするとともに関係者がいつでも自由に閲覧できるようにしなければならない。

#### (1) 署の手続

ア 署長は、前記2の公示をしたときは、当該公示の日付及び内容を当該保管車両の使用者等が判明するまでの間又は公示の日から3月を経過する日までの間、インターネットにより公表するものとし、ホームページ掲載依頼書（別記第7号様式）に関係書類（違法駐車車両保管公示書、車両使用者等調査表、保管車両一覧簿）の写しを添付して交通指導課長宛てに送付するものとする。

イ 署長は、公示対象車両について使用者等不明車両措置簿（別記第8号様式）を備え付け、措置経過を明らかにしておくものとする。

#### (2) 交通指導課の手続

交通指導課長は、前(1)のアによる依頼を受けたときは、総務部広報県民課長に対し、千葉県警察ホームページへの掲載を依頼するものとする。

#### (3) 車両の返還

保管中の公示対象車両を返還する場合は、使用者等であることを十分に確認した上、受領書

を徴すること。

## 第8 車両の売却及び廃棄

署長は、所有者に対する告知の日又は公示した日から起算して1月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要すると認めるときは、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

### 1 調査等

#### (1) 車両価額

車両価額の決定は、査定依頼書（別記第9号様式）により、専門的知識を有する者に評価を依頼して行うこと。この場合において、価額の評価は、取引の実例価格、当該車両の使用年数、損耗の程度その他当該車両価額の評価に関する事情を勘案し、かつ一般財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する中古自動車査定士の資格を有する者の意見を聴いて行うものとする。

(2) 署長は差押、仮差押などの処分及び抵当権設定の有無については、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）に定める登録事項等証明書交付請求書により、運輸支局長に照会し確認すること。

### 2 車両に差押、仮差押などの処分及び抵当権が存在する場合の措置

署長は、車両に差押、仮差押処分が存在する場合又は抵当権が存在する場合には、車両を売却するに際して、これらの処分等との関係に十分配慮するものとする。

(1) 一般的に差押、仮差押、仮処分、破産更生手続開始等の処分がある場合に後行の処分が禁止され、売却等の措置をとることができないことから、車両に差押、仮差押等の処分が存在し、登録上又は他の公示方法上これらの処分があることを認知した場合は、速やかに関係裁判所、執行官、税務署、管財人等に連絡し、当該車両の引取りを要請すること。

(2) 車両に抵当権が設定されている場合において、車両を売却しようとする際には、抵当権者にその車両の車名、型式、塗色及び登録番号、売却の日時、場所及び方法、契約条項並びに入札担当職員の氏名をあらかじめ通知すること。

なお、抵当権設定車両を売却する場合には、この旨を買受人に対して十分周知させ、買受人が不測の損害を被ることがないように売却価格等について慎重に対処すること。

### 3 売却、廃棄及び県への帰属手続の適用の対象とならない車両

#### (1) 自動車登録番号標及び車両番号標のない車両

(2) 自動車登録番号標及び車両番号標に表示された番号と車台番号とが登録ファイル上又は原簿上一致しない車両（偽造ナンバーの場合等）で、本来の自動車登録番号又は車両番号が不明であるもの

(3) 差押等の処分の存在が登録又は他の公示方法により公示されている車両

### 4 売却処分及び廃棄処分

#### (1) 売却処分の決定

査定の結果等から判断して、保管料金が車両価額より高いと認めるときは、売却処分決定書（別記第10号様式）により処分権者の意思を明確にしておくものとする。

#### (2) 廃棄処分の決定

売却に付しても買取人がいない場合において、その価額が著しく低いときは廃棄処分決定書（別記第11号様式）により処分権者の意思を明確にしておくものとする。

### 5 売却の手続

車両を売却する場合は、原則として一般競争入札によらなければならない。

### 6 廃棄の手続

(1) 車両の売却に当たり、車両の買受人がいない場合において、その価額が著しく低いときは、当該車両を廃品回収業者等へ委託して廃棄することができる。

この場合「価額が著しく低いとき」とは、当該車両価額に比し当該車両の保管を継続することが使用者等の不利益になることが明白な車両である場合をいう。

(2) 署長は、車両を廃棄後に使用者等が出頭した場合は、負担金等を徴し、領収書及び保管車両・積載物廃棄処分通知書（別記第12号様式）を交付すること。

### 7 売却後に運転者等又は使用者等が判明した場合の措置

売却後に運転者等が判明した場合（県に帰属した場合を除く。）は、売却に要した費用を差し引き、売却代金を返還すること。この場合は負担金等を徴し、領収書及び保管車両・積載物売却処分通知書（別記第12号様式）を交付すること。

## 8 使用者等不明車両に積載物がある場合の措置

- (1) 車両に積載物があった場合には、保管積載物一覧簿（施行規則別記様式第3の2）を作成し、保管状況を明らかにするとともに、いつでも関係者が自由に閲覧できるようにしなければならない。

積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者に対し、当該積載物を速やかに引き取るべき旨等を告知すること。

### (2) 署の手続

当該積載物の所有者の氏名及び住所を知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められるときは、保管を始めた日から起算して5日を経過した日から14日間、署の掲示板に積載物保管公示書（別記第13号様式）により公示し、当該積載物が次のいずれかに該当するときは、第7の3の(1)のアの例による。この場合において、「使用者等」とあるのは「所有者」と、「違法駐車車両保管公示書」とあるのは「積載物保管公示書」と読み替えるものとする。

ア 当該積載物の見積価額がおおむね5万円以上のもの

イ 記念品、収集品等価額に見積り難い物で個人にとって貴重なものであると思われるもの

### (3) 交通指導課の手続

交通指導課長は、前(2)による依頼を受けたときは、総務部広報県民課長に対し、千葉県警察ホームページへの掲載を依頼するものとする。

### (4) 積載物の確認及び保管等

ア 積載物の確認は原則として外側から行い、現金、動植物及び食料品等の保管に当たり、現金については署の金庫に保管し、動植物については飼育保管に適した業者に保管を委託すること。

この場合は、積載物預り書（別記第14号様式）を徴しておくこと。

イ ドア及びトランクを開いて積載物を確認する場合は、ドアを開き（この場合、立会人を置き施錠がしてある場合は業者に依頼して開錠する。）積載物を確認の上、積載物確認書（別記第15号様式）を作成し、その経過を明らかにしておくこと。

ウ 保管した積載物が腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき又は所有者に対する告知の日若しくは公示の日から起算して1月を経過してもなお当該積載物を返還することができない場合において、積載物の価額が保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該積載物を売却してその代金を保管することができる。この場合、積載物の価額の評価は、古物商等の専門的知識を有する者に意見を聴いて行い、見積書等を徴しておくこと。

なお、売却、廃棄、売却代金の売却費用への充当、所有権帰属等は、車両における場合と同様に取扱うこと。

### エ 積載物の返還

保管中の積載物を返還する場合は、所有者等であることを十分に確認した上、受領書（施行規則別記様式第2の2）を徴し、保管料金の有無（業者委託保管の場合）、返還場所、時間（現金等の場合）を考慮すること。

### オ 積載物売却代金の返還

積載物を売却後、積載物の所有者等又は売却代金の返還を受ける権利を有する者が出頭してきた場合（売却代金が県に帰属した場合を除く。）は、売却等に要した費用（公示、その他の措置に要した費用を含む。）を差し引いて返還すること。

## 第9 車両（積載物）及び売却代金が県帰属となる場合等

### 1 県帰属となる車両及び売却代金

所有者に対する告知の日又は公示の日から起算して3月を経過しても車両（売却代金を含む。）を返還することができないときは、当該車両（売却代金を含む。）の所有権は千葉県に帰属する。

### 2 登録の嘱託

署長は、登録を受けた車両の売却、廃棄及び所有権の千葉県への帰属があつたときは、車両の

権利移転等に際して、移転登録の手続が必要となるので、登録嘱託書（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令（昭和45年運輸省令第8号。以下「国土交通省令」という。）第6号様式）により、次に掲げる登録の原因を証する書面を添付して、これらの処分等に係る登録を運輸支局長に嘱託しなければならない。

なお、この場合の事務処理要領については、事前に交通指導課長と協議して行うものとする。

(1) 登録自動車の売却等に伴う登録嘱託

ア 売却及び所有権が千葉県に帰属する場合の登録の嘱託

登録嘱託書（国土交通省令第6号様式）に、登録の原因を証する書面として車両売却・廃棄・保管証明書（別記第16号様式）に必要書類を添付して移転登録の嘱託を行う。

イ 廃棄する場合の登録の嘱託

登録嘱託書（国土交通省令第6号様式）及び抹消登録申請書（運輸省令第3号様式の3）に登録の原因を証する書面として、車両売却・廃棄・保管証明書に必要書類を添付して、抹消登録の嘱託を行う。

(2) 登録自動車以外の車両の取扱について

登録自動車以外の車両については、登録手続を行う必要がないので、法上は特に規定を整理していないが、実際に売却等を行った場合には次の手続により行うものとする。

ア 検査対象軽自動車の売却等に伴う手続

当該自動車の使用の本拠地を管轄する認可法人軽自動車検査協会又はその支所に対し、売却、所有権帰属及び廃棄の手続を行う場合は、自動車検査証記載事項変更・返納依頼書（別記第17号様式）に必要書類を添付して行うこと。

イ 検査対象外軽自動車の売却等に伴う手続

運輸支局長に対し、売却、所有権帰属及び廃棄の手続を行う場合は、自動車検査証軽自動車届出済証記載事項変更・返納依頼書（別記第18号様式）に国土交通省令又は、軽自動車検査協会検査事務取扱細則等で定める必要書類を添付して行うこと。

3 車両に係る税の取扱い

署長は、車両の売却、廃棄及び所有権の帰属に伴う自動車重量税（国税）、自動車取得税（県税）及び軽自動車税（市町村税）の取扱いについては、事前に交通指導課長と協議して行うものとする。

4 車両及び積載物の所有権が県帰属となる場合

保管車両及び保管積載物については、保管車両（積載物）県帰属調書（別記第19号様式）を、売却代金については、売却代金県帰属調書（別記第20号様式）を作成し、遺失物法の規定に基づいて措置するものとする。

5 県帰属後に使用者等が判明した場合の措置

保管車両及び保管積載物の所有権が県に帰属した場合は、保管車両・積載物所有権帰属処分通知書（別記第12号様式）を交付するものとする。

第10 負担金等の徴収

負担金等の徴収範囲は、次の区分によるものとする。

1 費用を徴収するもの

移動業者に委託し、又は警察官等が警察のレッカー等を使用して車両の移動を行った場合に、違法駐車車両を移動した場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則（昭和47年千葉県規則第44号）に基づき、次の納付すべき金額を徴収する。

(1) 車両の移動料金

(2) 車両の保管料金

(3) 車両及び積載物の公示料金

(4) 車両の開錠料金

2 費用を徴収しないもの

(1) 移動業者又は警察官等がレッカー等により、移動作業に着手したが、移動を開始する前にその運転者又は使用者等が出頭し、当該車両を引渡したとき。

(2) 交通事故の被害車両であつて、違法駐車が当該車両の運転者等の故意又は過失によらない場合



(3) 災害等により、違法駐車が真にやむを得ないと認められる場合

## 第11 徴収の手続

### 1 納付命令

(1) 署長は、分任出納員が運転者等又は使用者等から直接現金を領収した場合を除き、財務規則第42条に定める納入通知書兼領収書（財務規則第28号様式）により、納付すべき金額及び納付期限を指定して運転者等又は使用者等に対し、その費用の納付を命ずるとともに納付を怠るときは、地方税の滞納処分の例により、財産の差押え処分が執行される旨を告知すること。

(2) 署長は、納期限までに費用を完納しないもの（以下「未納者」という。）に対して、電話、はがき等により納入を促すこと。

### 2 督促

署長は、未納者に対して電話により督促するほか、その納期経過後20日以内に財務規則第44条に定める督促状兼領収書（財務規則第29号様式）に納付すべき金額及び納期限を指定して送達すること。

### 3 滞納処分

(1) 署長は、前記2により督促状兼領収書を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促にかかわる滞納金を完納しない者に対しては、地方税の滞納処分の例によりこれを徴収するものとする。

(2) 署長は、滞納処分の執行を決定するときは、速やかに次の事項を総務部会計課長（以下「会計課長」という。）を経由して本部長に報告するとともに、滞納処分の執行の時期等を会計課長と協議すること。

ア 滞納者の住所、氏名

イ 督促等の状況

ウ 納入の見込みの有無

エ その他参考事項

## 第12 移動業者及び保管業者に対する費用の支払い手続

1 署長は、移動業者又は保管業者に対する費用の支払いについては、次により行うものとする。

### (1) 移動業者に支払う料金及び金額

次に掲げる区分に応じ、料金に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定による消費税率を乗じた額を加算した金額とする。

区分	料金（消費税を除く額）
出動料金	1回 2,000円
作業料金	1回 4,500円
作業着手料金	1回 1,000円
けん引走行料金	1キロメートル当たり 500円

### (2) 保管業者に支払う料金及び金額

車両を保管した場所における駐車料金の相当する額とする。

### (3) 料金の支払い基準

#### ア 出動料金

署長から移動業者に対して移動業務委託をし、移動業者の作業員とレッカー等が、署長の指定する現場に出動した場合に支払うものとする。

#### イ 作業料金（作業着手料金）

車両を移動するための作業が完了した場合に支払うものとする。ただし、車両を移動するために必要な作業に着手したが、その作業を中止した場合は作業着手料金を支払うものとする。

### (4) 牽引料金

車両を牽引して走行した場合、その牽引走行距離に応じて支払うものとする。ただし、走行距離に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数の距離を切り上げること。

### (5) 保管料金

保管業者が車両を保管した場合、その保管時間に応じて支払うものとする。

(6) 料金の支払い方法

移動料金又は保管料金は、それぞれの業者から1月分をとりまとめて請求させ、財務規則の定める手続により支払うものとする。

(7) 請求書類の提出

移動業者については、別記第21号様式の請求書及び別記第22号様式の明細書により、保管業者については、別記第23号様式の請求書及び別記第24号様式の明細書を提出させるものとする。

(8) 明細書の確認

取扱責任者は、前記(7)の移動措置料金明細書及び保管料金明細書と関係記録を照合し、誤りのないときは各葉ごとの確認欄に確認年月日、階級、氏名を記入押印すること。

2 移動措置料金及び保管料金の金額は、移動業者及び保管業者との委託契約書に基づいて算定するものとする。

第13 取扱い上の留意事項

1 関係書類の作成、車両の保管、金銭の収支等については、慎重に取扱い、その適正を期すること。

2 車両の移動措置を行うに当たっては、各項に定める規定を遵守するとともに、他の交通に支障を及ぼさないよう現場の交通状況に適合した方法で行い、また受傷事故の防止に万全を期すること。

第14 審査請求の教示

違法駐車車両の移動措置等を行った際は、行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）に規定による別記教示文の例により書面で教示を行うこと。

なお、次のとおり、審査請求すべき行政庁を教示すること。

(1) 車両の売却、廃棄に対する審査請求が行われたときは、署長又は指定機関が行う移動保管事務も公権力の行使の一態様と見ることができることから、公安委員会に対して行うこととなる。

(2) 納付命令、督促、滞納処分に対する審査請求は、知事の権限が署長に法定委任されたものであるから、知事に対して行うこととなる。

第15 報告

1 署長は移動等の措置をとるに当たり、当該車両の運転者等、使用者等及び第三者に損害を与えた場合は、直ちにその取扱い措置の詳細及び損害の程度を交通指導課長を経由して本部長に報告すること。

2 署長は、車両の移動及び保管の措置を行った場合は、月分違法駐車車両措置状況報告書（別記第25号様式）により、一月分をとりまとめて翌月10日までに交通指導課長を経由して本部長に報告すること。

以下様式省略